

令和3年11月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月11日(木) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書申請に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ申請について

4. 会議に出席した委員(23名)

1番 赤川 敏彦

3番 大中 久敏 (欠席)

5番 草場 小夜子

7番 白水 壽徳

9番 田中 善道

11番 寺崎 多加子

13番 永利 春雄

15番 野口 忠弘

17番 肥山 繁雄

19番 藤井 豊志

21番 柳 昭好

23番 山下 梅夫

2番 天本 正幸

4番 木村 博佳

6番 後藤 感二

8番 田竈 新

10番 寺崎 廣喜

12番 中原 孝司

14番 西岡 利子

16番 久光 壽子

18番 福田 壽光

20番 藤井 政秋

22番 柳 蔵司

24番 山田 憲二

5. 会議に欠席した委員(1名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

朝晩、少し寒くなって参りました。新型コロナウイルス感染症対策に止まらず、風邪についても、十分ご注意をお願いいたします。

また、農作業では、大豆の収穫そして麦の播種など、忙しい時期に入っまいます。そうした中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案5件、報告事項4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号3番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和3年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号7番委員、同8番委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、乙隈地内の田4筆、畑2筆、計6筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

こちらは、所有権移転で売買となります。

(位置図で場所の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため、売買されるものです。

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございます。原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す

る意見について、ご説明いたします。

番号1は、八坂地内の畑1筆です。露天駐車場を設置するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の南北及び西側の市道には、上・下水道管が埋設されています。それを踏まえた上で、申請地の概ね500メートル以内に、宝城中学校、味坂保育園及び味坂小学校があり、3以上の教育施設が存することから、農地区分については第3種農地に該当します。

また、農機具等を入れている倉庫が既に建っていますが、こちらについては手続きがなされていなかったようですので、今回、農地転用を行う上で一緒に整理しようとするものです。

露天駐車場として倉庫の南側を駐車場スペースとする計画となっています。

なお、南北及び西側の既存の市道は幅員が3メートル程の狭い道路となっているため、申請地内で通路を確保することで、周囲の交通の妨げとならないようにする計画となっています。

また、申請地内の雨水排水については、南側の既設水路へ勾配を設け、排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号2は、八坂地内の田1筆です。露天資材置場を設置するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

今回の申請地は、東側の宅地と一体利用して申請されています。

当該申請地は、10ヘクタール未満の集団の農地、農地の広がりが無いということで第2種農地となります。

西側に水路が有り、コンクリートブロックを新設する計画となっています。

また、申請地の北西側に、新たに溜桝を設け、既存の西側の水路へ雨水を排水することになっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号3は、赤川地内の田3筆です。露天資材置場を設置するため一時転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は西鉄天神大牟田線味坂駅から300メートル及び330メートルの範囲にあるところとなります。

農地区分につきましては、農用地区域内の農地、通称「青地」と呼ばれる区域となります。

「青地」ですので、原則、転用は許可出来ないところですが、例外規定が有りまして、借受人は、申請地の北、宝満川にかかっている「九州自動車道宝満川橋」の床版の補修工事を受注し、これに伴い、露天資材置場や仮設トイレ、駐車場が必要なため、3年未満の一時転用となったところです。

なお、申請地は農振農用地ですので、3年未満の一時転用は例外規定に該当し、立地基準を満たすこととなります。

また、雨水排水については、西側の既設水路に排水することとなっています。さらに、申請地内は砕石仕上げとなっており、地下浸透となります。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、議案書3ページ、番号4は、松崎地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は東側、南側が宅地となっており、周囲に農地の広がりが少ないため、10ヘクタール未満の集団の農地で第2種農地となります。

また、周囲が集落の状態となっていますので、集落接続ともなっているため立地基準については問題ないものと思われま

申請地の西側の市道は道路幅員が狭い状態となっているため、道路中心線より2メートルの「セットバック」を行う計画となっています。

また、上水道管は西側市道に存するものの、下水道管が無い

ため、下水道管を新設し、利用します。なお、雨水排水については、西側に勾配を付け、申請地側に新設した側溝から溜樹を介して既設側溝へ排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

なお、番号1から番号4までは、先月開催しました地区会議にお

いて了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題といたしますが、番号2の案件は、議席番号4番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号4番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計

画の承認（所有権移転）について、ご説明します。

番号1は、大崎地内の田9筆です。

（面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明）

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れされるものです。

（位置図により場所の説明）

番号2は、寺福童地内の田5筆です。

（面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明）

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構より買入れされるものです。

（位置図により場所の説明）

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

（質問、意見なし）

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議席番号4番委員の入室を許可します。
(入室案内)

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いしますが、番号4、番号109の案件は、議席番号4番委員に、番号27、番号34の案件は、議席番号6番委員に、番号41の案件は、議席番号24番委員に、番号105、番号106の案件は、議席番号16番委員に、番号129の案件は、議席番号19番委員に、関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、関係委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について 提案理由の説明をいたします。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回9月に受付しました利用権設定につきましては、再設定57件、新規37件、合計94件、また、期間借地につきましては、再設定5件、新規5件、合計10件の申請を受理いたしております。

なお、公告は11月15日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

なお、個別の内容につきましては、10月の地区会議において、各々担当の農業委員にご確認いただき、ご確認・ご了承を頂いてお

ります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会よりご報告をお願いします。

○第3分科会委員 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願います。

○議長 ただいま、第3分科会から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、関係委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書申請に対する意見について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、相続税は、死亡した人の財産を相続した時や遺言によって財産を取得した時に課税されます。

農業に関しては、農地の細分化の防止、後継者による農業経営の維持・継続のため、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が講じられています。

ここで、農地等の相続税納税猶予制度について、簡単に説明いたします。

農地を農業目的で使用している限りにおいては到底実現しないような高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために設けられたものです。

議案書の6ページをご覧ください。

番号1は、被相続人が令和3年1月に亡くなられたため、相続人より申請があったものです。

相続税納税猶予の適用を受けられるためには、「租税特別措置法施行令」の規定により、農業委員会が適格者であるかどうか証明する必要があります。

農業委員会が証明しますのは、

- ①被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたかどうか、
 - ②相続人が相続税を申告期限までに農業経営を開始し、その後も引続き農業経営を行うと認められるかどうか、
- 以上、2点となります。

また、証明する農地の面積については、登記面積との違いも有ることから、先般、市の税務課とも協議した面積としております。

(位置図で説明)

対象とならない分も含まれております点を、ご容赦ください。別に、その分の内訳を入れさせていただいております。

以上、先月開催しました地区会議に於いても説明をし、証明を行うことについて、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書申請に対する意見について、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお

願いたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第5号について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、証明を承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出5件につきまして報告いたします。

番号1は、二森地内の田1筆、八坂地内の田1筆、合計の田2筆です。売買のために合意解約されたものです。

次に、番号2は、福童地内の田2筆です。売買のために合意解約されたものです。

次に、番号3は、八坂地内の田2筆、下西鯉坂地内の田1筆、合計の田3筆です。借主の都合による合意解約です。

次に、議案書の8ページ番号4は、乙隈地内の田4筆、畑1筆、合計5筆です。売買のために合意解約されたものです。

次に、番号5は、八坂地内の畑1筆です。借人の都合による合意解約です。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、力武地内の畑1筆です。

転用の目的は、一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、10件の報告をいたします。

番号1は、大板井地内の田1筆で宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

次に、番号2と番号3及び議案書12ページの番号8は、同一の借受人のため、併せて報告します。

3件は福童地内の田8筆です。露天資材置場として、使用貸借の届出が提出されたものです。

戻りまして、議案書の11ページをお願いします。

番号4は、大保地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

番号5から議案書の12ページの番号7までは、同一の転用目的のため、併せて報告します。

3件は大板井地内の田2筆、畑2筆、合計4筆です。店舗を建設するため、届出が提出されたものです。

番号9は、大保地内の田1筆です。戸建住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

議案書13ページ、番号10は、小郡地内の畑1筆です。露天駐車場にするため、届出が提出されたものです。

以上、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

次に、追加報告を行います。

報告第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げ申請について、1件の報告をいたします。

番号1は、令和3年10月総会において審査いただき、県へ進達していた案件でしたが、令和3年11月9日付けで、申請人より「取下げ」の申請がありました。

このため、委員会への報告後、速やかに、県へ取下げの願いを送付いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

もう一件、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、令和3年10月総会の案件について、ご覧ください。

こちらの案件は、先月10月8日にご審議いただいたものです。

参考①、参考②、参考③として、参考②は10月の総会時に、皆さまに議案の図面として示していたものです。その後、参考③として、図面がさし変わってきておりますので、今回、別に用意しているところです。

内容につきまして、参考②をご覧ください。

計画図にそれぞれ赤丸、青丸がこみで計画断面を示しています。

当初の計画につきましては、市道に面しているところ、ノリカタと言いますが、一部、法面の部分まで土盛りするようになっておりますが、参考③を見ていただくと、市道の方に食い込まずに、境界線から法面を立ち上がるように、少し計画が変わるとして、図面の差し替えとして、今回、報告をさせていただきます。

もう一つ、参考②の「排水柵移設」についてです。当初は、既設の排水柵を上部に移設する計画でしたが、最終的には、移設はせずに、参考③のように、既存の排水柵は設置をしたまま、新しく造成をした上部に新設の排水柵を設置する計画に変わっています。

以上の2点が「図面」が変わったことについての報告となります。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年11月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和3年11月11日（金） 午後 2時45分閉会